

ユネスコエコパーク(BR: Biosphere Reserves)について

1. 概要

生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として、1976年(昭和 51 年)にユネスコが開始。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB: Man and Biosphere)計画における一事業として実施。

「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、BR は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)が目的。「保全機能」、「経済と社会の発展」、「学術的支援」の3つの機能をもつ地域を登録。そのため、BR には、「核心地域」、「緩衝地域」と共に、「移行地域」(地域社会や経済発展が図られる地域)を設置。

登録総数は、114カ国、580地域(2011年(平成 23 年)7月現在)。

2. 我が国の対応

○1980年(昭和 55 年)

「屋久島」「大台ヶ原・大峰山」「白山」「志賀高原」を登録。

○2010年(平成 22 年)1月

日本ユネスコ国内委員会第 22 回 MAB 計画分科会において、BR の日本国内での呼称を「ユネスコエコパーク」とすることを決定。

(参考)ユネスコエコパークをめぐる近年の動き

○1995年(平成 7 年)

ユネスコによるセベリア戦略(BR 世界ネットワーク定款含む)の策定。移行地域の設定、地域主導の持続可能な開発と自然保護の両立を重視。

○2008年(平成 20 年)

ユネスコによるマドリッドアクションプラン(2008-2013 年)の策定。BR を持続可能な開発のための国際的な重要指定区域とすることを目的。地域における持続可能な開発のための学習サイトとしての役割を強調。

○2010年(平成 22 年)

生物多様性国家戦略 2010 の策定。生物多様性に関し、重要保全地域として世界自然遺産等と並び BR を記載。また、BR 新規指定候補地の選定に言及。その他、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10、於:名古屋)開催。国連生物多様性の 10 年(2011-2020 年)の設定。